

令和7年度事業運営方針

令和7年度は、評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員会委員の任期満了を迎え、同時総改選の年度となります。平成29年の社会福祉法改正（社会福祉法人制度改革）後、2回目となるこの総改選は、法人運営の根幹を成す重要な事項であり、関係法規に則り、諸手続を適正に行ってまいります。

また、令和7年度は、法人の第3次中期経営計画の最終年度に当たります。目下、第3次中期経営計画に掲げられた事業の実施状況等について事業管理調書を取り纏め、理事長主導の下、管理職職員を中心に検討を重ねています。令和8年度からの5年間を対象期間とする第4次中期経営計画の策定に向け、引き続き取り組んでまいります。

令和7年1月から2月にかけて、当法人は3つの監査を受けました。まず、1つ目は新座市の福祉政策課による社会福祉法人を対象とした監査、2つ目は埼玉県の福祉監査課による福祉工房さわらびを対象とした監査、3つ目は新座市の障がい者福祉課による地域活動支援センターを対象とした監査です。これらの監査は、いずれも定期的に実施される一般監査であります。それぞれの監査結果はまだ出ておりませんが、大きな問題点はなかったものと捉えております。監査中に頂いた指摘事項や助言については直ちに改善に取り組むとともに、今後示される監査結果については、令和7年度以降の法人及び施設の運営に活かしてまいります。

少子高齢化や人口減少などにより、人手不足感が高まっており、それに伴って、物価の高騰と労働賃金の上昇が進んでいることから、職員の募集を行っても応募する方がおらず、新たな職員の確保が非常に困難な状況にあります。厳しい状況にありますが、法人発展のためにも、働きがいがあり、働きやすい魅力ある職場づくりを進め、職員確保に努めてまいりたいと存じます。また、福祉業界でも新規事業者の参入等も含め、利用者確保の競争が過熱しております。既存事業の内容の充実と質の向上を図るとともに、適正な施設運営に努め、利用者の皆様に選ばれる施設づくりに一層励んでまいります。

さて、令和6年の6月に市から「地域活動支援センター補助事業市町村ヒアリング事前調査票」が送付され、県が地域活動支援センターの運営費を含む補助事業の見直しを検討しており、近い将来、県から交付されている補助金の縮小又は廃止が見込まれていることが判明いたしました。地域活動支援センターの運営費には、県の補助金が入っている場合と入っていない場合とがあり、当法人では福祉工房楓が前者の場合に該当いたします。これを受けて、当法人では、地域活動支援センターの必要性を市側にお伝えするとともに、障害福祉サービス事業所へ

の移行の可能性及びその場合の課題について回答いたしました。その後、令和7年に入り、県担当課の職員が福祉工房楓を見学したほか、2月上旬に、県の補助金が入っている市内及び県内の2か所の事業所が呼びかけ人となり、約10か所の事業所間でオンライン意見交換会が実施されました。結論はまだ出ておりませんが、県下では、県の補助金無しで運営されている地域活動支援センターが多数を占めている状況とことから、引き続き、可能性のある複数の展開について想定し、必要に応じて、市や関係機関と協議するなど、対応を図ってまいります。

なお、令和6年度の事業計画で触れました就労選択支援事業と新座市地域生活支援拠点等事業についてですが、前者は、令和7年10月以降、就労継続支援B型事業の利用前に原則として利用が必要となる事業として、当該事業の指定を検討しておりましたところ、指定要件や業務内容について未だ不明な点があること、また、今後は就労選択支援事業所が行うこととされているアセスメント業務が直ちに現行の就労移行支援事業所においてできなくなるわけではないようですので、当面の間、引き続き情報を整理し、検討を続けてまいります。

また、後者の事業につきましては、令和6年2月の説明会の後、同年4月から事業が始まっており、市内でも複数の事業所がすでに登録を完了している現状があります。当該事業は、厚労省発出の資料では「障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること」とあり、新座市においては「特に緊急事態に備え、予め準備することに力を入れます」と説明がありました。相談支援の機能の例示では「常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その必要な支援を行う機能」とあり、現在、一部の事業で常時の連絡体制を確保しておりますが、24時間の緊急事態に対応が可能かという点と厳しい面があり、現在の体制でどの程度の貢献ができるか量りかねている状況があります。一方で、市からは「担う機能ごとの役割について、できる範囲で協力ください」との説明もあり、相談支援事業はもとより、当法人が運営している各種事業について、この新座市地域生活支援拠点等事業への登録の可能性について引き続き、検討してまいります。

本部では、これらのほか、今回が初めてとなる簡易課税による令和6年度分の消費税納税事務、今年10月に予定されているウィンドウズ10のサポート終了への対応、使用開始から相当年数が経過している備品の入替の検討、建物及び附属設備の保全等の業務について取り組みます。また、コンピュータセキュリティ

の向上を図り、かねてからの課題であるホームページやSNSの活用をした情報発信、業務用スマートフォン等通信機器の整備、人材の採用や利用率の向上に資するイメージアップに向けた取組を推進します。

次に、各施設の取組についてです。

福祉工房さわらびの就労移行支援事業では、定員10人に対し、令和6年度末から令和7年度初めにかけて、一般事業所へ就労したり、別の障害福祉サービスに切り替わったりするなどの理由から退所に至る方が7人となり、令和7年度は開始直後においては利用率の急激な低下が予想されます。従いまして、当面は新規利用者のさらなる受入れに注力し、併せて、就職率及び就労定着率の向上を目指し、活動内容の充実を図ります。

就労後6か月を経過した後に、利用者の希望に基づき支援を行う就労定着支援事業の利用者は、令和6年度末の時点で9人となりました。引き続き、安定した就労の実現のため、利用者及び就労先の事業者の方と連携を図り、支援を行ってまいります。

福祉工房さわらびの就労継続支援B型事業では、令和6年度の報酬改定で、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価が引き上げられ、その逆に低い区分の単価が引き下げられました。その結果、平均工賃月額の最低ラインが従前の5千円から1万円に設定されることとなりましたが、平均工賃月額の算定方法が従来の工賃支払対象者の総数から平均利用者数を用いた形に見直されたため、当施設は、令和5年度の平均工賃は辛うじて1万円を上回ることができました(10,611円)。令和7年度は令和6年度の実績が適用されることとなり、こちらもどうにか1万円以上の水準を維持できる見込みです。一方で令和6年度の期首に前年度の実績を踏まえ、工賃単価を引き上げたものの、想定していたより企業からの作業の依頼が低迷し、単年度の生産活動における収支が赤字となる見込みがあります。今後、自主製品や焼き菓子においても、前述の物価高による原材料費の高騰などの影響は避けられないことから、令和7年度においては生産活動における収支の赤字を回避しつつ、工賃単価の上昇を目指していく、という非常に難しい課題を抱えることとなります。このような状況ですが、最低でも現在の報酬体系の水準が維持できるよう努めてまいります。

併せて、当施設では、同じく令和6年度の報酬改定で、多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう創設された人員配置6:1(従来の7.5:1を上回る水準)を適用しております。こちらについてもその維持ができるよう取り組んでまいります。

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、これまで実施を見合わせていた日帰り研修も再開するようになり、希望する利用者の方々と水族館や美術館に行ったりしました。令和7年度も、作業だけでなく、プログラムの充実も図り、魅力ある施設づくりに努めます。

福祉工房さわらび相談支援室で実施している計画相談支援は、令和6年度から相談支援専門員が2人体制となりました。取り扱っている件数も着実に増加しつつありますが、それぞれ、就労移行支援事業と就労継続支援B型事業の業務を兼務しているため、業務量の推移に留意し、それぞれの業務を適切に行ってまいります。

福祉工房楓では、定期的に行う各種プログラムや、利用者提案の企画に基づくプログラムなどの創作的活動と作業などの生産的活動をバランス良く組み合わせ、魅力ある施設づくりが実現できています。令和7年度も、引き続き、この路線を踏襲いたしますが、前述のとおり、県の運営費補助金廃止の可能性がありますので、その動向を注視しつつ運営を行ってまいります。その中で、福祉工房楓には、長らく家から出られなかった方が、家から出る最初の一步の場所として、また、他の障害福祉サービス事業にはなじめない方が居場所として利用できる場所としての役割がありますので、引き続き、それらの機能についても充実を図るとともに、その必要性を訴えてまいります。

福祉工房楓相談支援室で実施している計画相談支援は、管理者である施設長が兼務して行っております。経験が豊富で、手厚い支援を提供していることから、内外の信頼を頂いております。令和7年度も、地域活動支援センターの運営との両立を図りつつ、基幹相談支援センターであるにぎ生活支援センター相談支援室と協力して市内の相談支援事業の発展と充実に努めてまいります。

にぎ生活支援センターでは、昨年度に引き続き、利用率の向上とその維持が課題としてあります。現在、こうした課題の解決のため、プログラムを見直したり、職員配置を工夫したりすることを検討しています。孤立の解消や、繋がりを実感していただく機会の提供として実施している各種の集いについても内容や対象者等の見直しを行い、当事者や家族等関係者がより参加しやすい形の構築を目指してまいります。

平日の夜間に実施している電話傾聴サービスは、ボランティアの電話傾聴員のご協力を頂いて実現しています。令和6年度に規程を改正し、定数を10人から15人に拡大し、現在は13人の登録を得ています。また、令和6年度から開始時間を19時から22時までに変更させていただきましたが、その後の利用状況から変更の影響は殆どなく、推移しているようです。これまでも行ってまいりま

したが、令和7年度も、新たな担い手の育成のため、また、現在の電話傾聴員の方の研鑽のため、電話傾聴員育成講座の開講を予定しています。

にいざ生活支援センター相談支援室が受託をしている新座市基幹相談支援事業及び障がい者相談支援事業については、引き続き、市及び、当法人と同様に基幹相談支援事業を受託している NPO 法人暮らしネット・えんと連携して、取り組んでまいります。

令和7年度からの本格実施に向け、県で入院者訪問支援検証事業が実施されており、当施設もその事業に関わっております。本事業は、施設職員と当事者が一緒に、精神科病院に入院されている方を訪問し、傾聴や生活相談、情報提供などを行う内容となっています。このほか、市の自立支援協議会の地域移行・定着支援部会において取り組まれている精神障がい者の長期入院者の退院促進プロジェクト『「地元で暮らそう」を支えるチーム新座（通称「じもくら」）』や、以前からある県の精神障害者早期退院支援推進事業、通常の業務として行っている退院支援や退院後の支援など、受託事業との兼ね合いから業務上の区分について留意する必要がありますが、権利擁護の面からも、今後も積極的にこれらの事業に取り組んでまいります。

以上のとおり、令和7年度も法人の基本理念の下、評議員、理事等の役員のご理解とご協力を賜り、利用者の皆様への適切な支援を第一に法人運営に努めてまいります。

事業計画

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置 事務長 常勤兼務 1 人（B 型と兼務）

事務主事 常勤兼務 1 人（B 型と兼務）

① 評議員会・理事会の開催 及び 役員（理事・監事）、評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の改選事務の執行

法人活動を円滑に進めるため、評議員会・理事会の運営の活性化を図ります。また、令和 7 年度は評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員会委員の同時改選の年度となっておりますので、この改選事務の適正な執行に努めます。

② 予算及び決算事務の執行

予算及び決算事務の適正な執行に努めます。

③ 処遇改善の実施

処遇改善加算の制度を活用した処遇改善を実施します。また、令和 7 年 2 月に厚生労働省から障害福祉人材確保・職場環境改善事業の実施要綱が発表されました。具体的な申請事務の開始は令和 7 年 4 月以降が見込まれています。こちらの制度についても活用を図ってまいります。

④ 消費税の納税及びインボイス制度に係る事務

障がい者相談支援事業及び基幹相談支援事業の委託料の消費税が課税対象であることから、当法人は消費税の納税事業者となりました。また、令和 5 年度末に消費税簡易課税制度選択届出書を提出しており、令和 6 年度分の納税からは当該制度に基づく手続となります。初めての手続となりますので、不明な点は、税務署に照会するなどし、適正な納税を行います。インボイス制度についても、適格請求書発行事業者として、制度に基づいた事務を適正に行います。

⑤ 第 4 次中期経営計画に基づく取り組み

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を対象期間としている第 3 次中期経営計画の総括を行い、令和 8 年度からの 5 年間を対象期間とする第 4 次中期経営計画の策定に取り組んでまいります。なお、グループホーム等の整備検討については、当該計画策定の過程において検討してまいります。

⑥ クラウドファンディングの活用による資金調達

経年劣化による設備の入替等のための資金調達についてクラウドファンディングの活用を図ります。なお、当該事業においては、ホームページやSNSとの連携等、イメージ戦略も重要な要素と位置付け、それらの強化について取り組んでまいります。

⑦ 感染症拡大予防への取り組み

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」に基づき、引き続き、感染症発生の予防と拡大の防止に努めます。

⑧ 自然災害への対応の確認と見直し

避難訓練及び非常災害対策計画及び事業継続計画（BCP）に基づく訓練を通じ、引き続き、防災に取り組んでまいります。

⑨ 研修体系の充実

各種指針に基づき、虐待防止のための研修（身体拘束の適正化に係る内容を含めて実施）、感染対策に係る研修を実施するとともに、資質向上を図るため、外部研修の機会等も有効に活用し、キャリアパスに応じた研修や、業務遂行のための専門的研修を積極的に受講し、研修体系の充実に努めます。

⑩ 各種委員会の開催

各種指針に基づき、感染対策委員会、虐待防止委員会、身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、関連する業務を適正に遂行します。

⑪ PR業務の充実（ホームページ及びSNSの活用）

ホームページとSNSの効果的な活用を図ります。インターネットをめぐるトラブルについて細心の注意を払うとともに、施設関係者の皆様への情報提供や利用者の確保、職員の採用、自主製品・焼き菓子の販売等にも役立つものを目指します。また、紙媒体であるパンフレットの見直しを行い、施設を利用する方に対して分かりやすいパンフレットづくりを目指します。

⑫ ボランティア受け入れ

ボランティアをしたいという方々の貴重な思いにお応えできるよう、各施設と連携し、ボランティアの受け入れを行います。

⑬ 地域との連携

地域共生社会の実現のためには、地域との連携が不可欠であり、法人事業への地域

の理解が得られることは、平常時は元より、非常時にも大きな力を発揮することと思われまふ。地域との連携を深めるため、地域団体の主催事業への参加や、既存事業とのつながり、広報誌を通じての関係強化などについて検討します。

また、避難訓練の実施における地域住民の参加について検討します。

⑭ 後援会との連携

後援会と連携し、精神保健福祉啓発事業を展開するとともに、会の活性化及び実施事業の充実に取り組んでまいります。

⑮ 税額控除制度の指定継続

寄附者が税額控除と所得控除のいずれかを選択できる税額控除制度について、当法人は、平成30年度に税額控除対象社会福祉法人の指定を受け、令和5年度に当該指定の更新を受けました。有効期間が5年間であり、さらなる指定の更新のためには令和5年度から令和9年度までの間の5年間で、3,000円以上の寄附金を支出した者が平均して年に100人以上いること等の要件を満たす必要があります。税額控除対象法人になることは、当該法人への寄附者の善意に応えるとともに、多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性をより強く裏付けるものでありますので、この指定が維持できるよう努めます。

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内3-4-11
定員 10名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時50分～午後3時50分
職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）
サービス管理責任者 1人（常勤・B型と兼務） （※サービス管理責任者は計2人体制）
生活支援員 1.69人（常勤1人・非常勤1人）
職業指導員 0.8人（常勤1人・相談支援専門員と兼務）
就労支援員 0.8人（常勤1人・就労定着支援員と兼務）
調理員 1.04人（非常勤2人・B型と兼務）
（就労定着支援事業）就労定着支援員 0.2人（常勤1人・就労支援員と兼務）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座やSST、ゲーム形式のグループワーク等を行います。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用した訓練を行います。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行います。
- ・ZOOM等を活用し、リモートワークにも対応した訓練を行います。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取組内容を明確にして支援します。
- ・職場見学のプログラムや、就労後の生活まで視野に入れた定期面談により、就労についてのイメージを明確にし、就労率の向上を目指します。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行います。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援します。
- ・就労に繋がったOBの方々の経験を共有できる機会を作れるよう努めます。

③ 就労定着支援事業

就労移行支援事業所等から一般就労につながった障がい者の安定した就労の継続を目指します。特に、就職先で何らかの問題が発生した時や就職者の体調不良時に、本人や企業、関係機関と細かく連携を取り合い、本人の希望が叶えられるよう

支援します。

④ 就労先や実習先企業の開拓

現行の実習先企業や就労の実績がある企業との関係を深めるとともに、近隣の事業所に職場実習先や就労先として協力依頼を進めます。

⑤ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑥ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。

⑦ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・新規利用者の増加を目的として、医療機関や他事業所などへの働きかけを行います。
- ・食事表、睡眠表などを活用して体調の安定化を図り、利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑧ サービスの質の向上

研修等により、職員の対人スキル及び就労・生活支援に関する専門性の向上に努めます。

⑨ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行います。避難場所である新座市立第六中学校への経路確認と、水消火器を使った消火訓練を行います。また、訓練に当たっては地域住民の方々からの理解、協力、連携が得られるよう努めます。

⑩ 就労選択支援事業の検討

障害者総合支援法の一部改正で新たに設けられた「就労選択支援事業」は、令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用希望者が、原則として、当該サービスの利用前に、利用する事業です。この事業では、事業者はアセスメント業務（短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理を行うこと）を行いますが、当施設が従来から行っ

てきた支援と関連があります。現在のところ、指定要件や業務内容の詳細について不明な点があることや、現在、すでに行っているアセスメント業務が直ちにできなくなるわけではないようですので、当面は、当該事業の指定について検討してまいります。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援 B 型事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
定 員 30 名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分
職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人（常勤・B 型及び相談支援室と兼務）
サービス管理責任者 1 人（常勤・移行と兼務）（※サービス管理責任者は計 2 人体制）
生活支援員 4.46 人（常勤 3 人（但し、内 1 人は常勤換算 0.8 人）・非常勤 2 人）
職業指導員 2.52 人（常勤 2 人・非常勤 1 人）
目標工賃達成指導員 1 人（常勤 1 人）
調理員 1.04 人（非常勤 2 人・B 型と兼務）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各々の力を発揮していただける支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行います。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、企業への出向作業等を行います。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図ります。
- ・売上と平均工賃の増加を目指します。
- ・働くことの喜びを得るとともに、工賃の増加につながるような生産活動の拡充に努めます。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図ります。行事等の実施に当たっては、ミーティングで利用者と話し合いながら企画検討を進めます。

③ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

④ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。
- ・健康の維持、増進のためにスポーツや散歩等のプログラムを実施します。

⑤ 利用率の向上

- ・契約者数の増加と利用率の更なる向上を目指します。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑥ 協力事業所との連携強化

協力事業所との連携強化及び新たな事業所への協力依頼を進めます。

⑦ 福祉関係イベントへの参加

福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めます。

⑧ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキル及び就労・生活支援に関する専門性の向上に努めます。

⑨ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行います。避難場所である新座市立第六中学校への経路確認と、水消火器を使った消火訓練を行います。また、訓練に当たっては地域住民の方々からの理解、協力、連携が得られるよう努めます。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 室長 1 人（常勤・移行及び B 型と兼務）
相談支援専門員 2 人（常勤・移行及び B 型と兼務）

地域で誰もが自分らしく自立した生活を送ることができる社会を目指し、自立した日常生活及び社会生活を営むために障害福祉サービス等を申請した精神障がい者に対し、計画相談支援事業を行います。

① 基本相談支援

精神障がい者等からの相談に応じ、必要に応じて助言、情報提供等を行います。さらに必要に応じて関係機関への相談や社会資源を活用するための援助を行います。

② サービス等の利用計画の作成

利用者が抱える日常生活又は社会生活についての問題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。サービス等利用計画の作成を行い、利用者等の意向や選択に基づきサービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう必要な支援を行います。

③ 継続サービス利用支援

利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、その方に応じて決定するモニタリング期間ごとにサービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や必要に応じてサービス等利用計画の変更を行います。

④ 関係機関との連携

支援を効果的に行うため、障がい者福祉課、基幹相談支援センターとの積極的な連携を図ります。また必要に応じて生活支援課、高齢者相談センター（地域包括支援センター）等の関係機関との連携を図ります。

⑤ 新座市自立支援協議会相談支援部会への参加

質の向上のため、多様な相談に対応するため、市内相談員のネットワークづくりに努めます。特に新座市自立支援協議会相談支援部会へは可能な限り積極的に参加します。

5 福祉工房 楓 地域活動支援センター（Ⅲ型）

所在地 新座市大和田4-16-40

定員 10人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後16時00分

職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）

指導員 1.86人（常勤1人、非常勤1人）

地域で誰もが自分らしく自立した生活を送ることができる社会を目指し、とりわけ精神障がいを負いそのために地域や社会で生きづらさを抱えている精神障がい者を対象に居場所を提供します。そして各種事業を通して利用者自身が希望を表出し、選択し、決定していくことでエンパワメントが図れるよう支援を行います。そのための事業運営を今年度は次の計画により行います。

① 基礎的事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等として次のことを行います。

- ・創作的活動として、文芸、美術（絵画や書道、コラージュなど）、調理会、季節のレクリエーション活動等を定期的 to 実施します。創造性を発揮し日常生活や社会生活の幅を広げるきっかけとなるよう支援を行います。
- ・生産活動として、内職作業や公園清掃、自主製品の製作機会を提供します。適度な集中や緊張体験を通して達成感や自信を得ることが期待できるとともに、言語でのやりとりに抵抗や苦手を感じている方や具体的手順が決まっていることに安心感を持つ方、また利用に慣れていない方が比較的参加しやすい活動と捉え定期的 to 実施します。
- ・社会との交流の促進等として、買い物応援プログラム、施設周辺の路上ゴミ拾い活動、よろづ市などの地域イベントへの参加を行います。

② 機能強化事業

- ・基礎的事業をさらに強化する活動として「楓の集い」や「楓ミーティング」等のグループワークを定期的 to 実施します。グループワークのねらいは次の通りです。
 - (1) グループの中で自分の感情を表出する機会を提供します。受容されたり共感されたりする体験を繰り返すことで自己肯定感を高めることを図ります。
 - (2) グループの中で意思や意見を表明する機会を提供します。対人関係やコミュニケーション等の幅を広げられるよう支援します。
 - (3) グループの中で困りごとを共有する機会を提供します。グループの力を活用し、問題解決力を高めることを図ります。

- ・利用者が主体的にプログラムを企画実施することができる機会を提供します。
- ・健康維持増進を目的に「ラジオ体操」「散歩会」「スポーツ」「チャレンジ!的ミント」等の体を動かすプログラムを行います。
- ・他者理解、コミュニケーション、レクリエーションを目的に「オセロ大会」「テーブルゲームで遊ぼう」「ITO(イト。コミュニケーションの促進が期待されるカードゲーム)」、「パブリックイメージ・ゲーム」をはじめとした各種ゲームをプログラムとして行います。
- ・社会参加の更なる促進を目的に外出プログラムを実施します。特に公共交通機関を利用した長時間長距離の外出プログラムを実施します。
- ・嘱託医による個別相談・学習会を実施し、利用者が自身の健康や病気についての理解を深める機会を提供します。

③ オープンスペースの提供

日中の居場所、活動、交流として活用できる場を提供します。一人一人の意向や特性、その日の体調や気分にあわせて過ごし方を柔軟に対応します。ただその場にいることもできれば、職員とあるいは利用者同士で雑談をする、または個人の活動（読書や絵描き、手芸など）を行えるよう運営します。

④ 相談支援

日常生活や社会生活についての相談やこころの悩みについての相談を受けます。必要に応じて助言、情報提供等を行います。さらに必要に応じて医療機関への同行や社会資源を活用するための同行、訪問等を行います。なお、利用者家族からの相談も同様に受けます。

⑤ 送迎の実施

施設利用のための移動に支援が必要な利用者に対して、新座市内全域を対象として送迎を行います。

⑥ 自主製品の充実及びオリジナル製品の開発

現在行っている自主製品の製作販売と商品の改良や新製品の開発・販売を行い、地域の方々に施設を知っていただく機会を増やすとともに地域の精神保健福祉啓発の一助となるよう努めます。

⑦ 地域特性に対応した避難訓練の実施

楓の近隣には柳瀬川が流れ、新座市のハザードマップにおいても水害発生時は浸水の恐れのある地域として示されています。水害リスクが他の法人施設二か所と比べ、非常に高いことから、地震や火災のみならず水害にも対応した避難訓練を年2回実施します。

⑧ 質の向上

職員の質の向上のために、各種研修や講座への積極的な参加を奨励します。職員が研鑽を積むことが、より良い施設運営及び支援に還元され则认为、学び合う環境づくりに努めます。

⑨ ボランティア及び実習生の積極的受け入れ

風通しの良い環境づくりのため、外部の目を入れることによる虐待の防止並びに職員の質の向上のため、地域の精神保健福祉啓発に寄与するためボランティア及び実習生を積極的に受け入れるよう努めます。

⑩ 新座市自立支援協議会地域移行・定着支援部会への参加

精神障がい者を主たる対象としてきた法人の施設として、精神障がい者の退院促進・社会復帰に寄与するため新座市自立支援協議会地域移行・定着支援部会への参加をします。また地域活動支援センターとして精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の一端を担えるよう協議の場に参加します。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4・16・40
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 室長兼相談支援専門員 1 人（常勤・地域活動支援センターと兼務）

地域で誰もが自分らしく自立した生活を送ることができる社会を目指し、自立した日常生活及び社会生活を営むために障害福祉サービス等を申請した精神障がい者に対し、計画相談支援事業を行います。

① 基本相談支援

精神障がい者等からの相談に応じ、必要に応じて助言、情報提供等を行います。さらに必要に応じて関係機関への相談や社会資源を活用するための援助を行います。

② サービス等の利用計画の作成

利用者が抱える日常生活又は社会生活についての問題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。サービス等利用計画の作成を行い、利用者等の意向や選択に基づきサービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう必要な支援を行います。

③ 継続サービス利用支援

利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、その方に応じて決定するモニタリング期間ごとにサービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や必要に応じてサービス等利用計画の変更を行います。

④ 関係機関との連携

支援を効果的に行うため、障がい者福祉課、基幹相談支援センターとの積極的な連携を図ります。また必要に応じて生活支援課、高齢者相談センター（地域包括支援センター）等の関係機関との連携を図ります。

⑤ 新座市自立支援協議会相談支援部会への参加

質の向上のため、多様な相談に対応するため、市内相談員のネットワークづくりに努めます。特に新座市自立支援協議会相談支援部会へは可能な限り積極的に参加します。

7 にいざ生活支援センター 地域活動支援センター（Ⅰ型）

所在地 新座市野火止 2-7-12

定員 28人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後4時00分

職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）

指導員 6.98人（常勤兼務 4人・非常勤兼務 2人・非常勤 2人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室（相談支援事業）と兼務）

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供し、また、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援及び助言を行うとともに、行政機関や医療機関等と連携を図り、精神障がい者の自立と社会参加が促進されるよう支援策を推進します。

① 基礎的事業

- ・ 創作的活動の提供として、絵画、コーラス、レクリエーション活動等を定期的に行うことにより、創造性を育て活力の増進を図ります。
- ・ 社会生活力増進等の事業として、主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的を実施します。当事者、家族などと問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場を提供します。
- ・ 茶話会、スポーツなど施設内外のプログラムや行事を通じ日中の居場所、仲間づくりの場を提供します。
- ・ 当事者、家族の日常生活から生じる問題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう必要な支援及び助言を行います。
- ・ 相談支援として、利用者の日常、療養生活の問題や不安等に対して電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行います。必要に応じて医療機関や関係機関への同行などの支援を行います。
- ・ 精神障がい者、家族及び関係者に対し、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。

② 機能強化事業

- ・ 医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のため、次の事項を実施します。
 - 嘱託医による個別相談と座談会（毎月実施）
 - 社会的入院者の退院支援

SST（社会生活技能訓練）の実施

SFA（社会生活力プログラム）の実施

ピアカウンセリングセミナーの実施

- ・地域住民ボランティアの育成を次のとおり実施します。

傾聴ボランティアの養成講座の実施及び受入れ

- ・障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業として、ボランティア養成講座や精神保健福祉に関する講演会、講座、研修会等を実施します。

③ 利用者家族との連携

利用者家族に対して、家族会の紹介や各種集いの紹介を必要に応じて実施します。

④ 当事者及び家族を対象とした集いの実施

現在実施しているうつの集い、発達障がいの集い、統合失調症の集い、そううつ
の集い、家族・友人の集いはコロナ禍以降、参加人数の減少があり、宣伝の強化等
も試みましたが参加人数の増加には繋がりませんでした。令和7年度は統合失調
症・そううつ・発達障害の集いを一つの集いとします。

- ・うつの集い

- ・家族・友人の集い

- ・統合失調症・そううつ(双極性障害)・発達障害の集い

以上の3つの集いを実施します。

⑤ 精神保健福祉の啓発事業の推進

新座市から受託している基幹相談支援業務及び障がい者一般相談業務では、障が
い者虐待防止法、成年後見制度、障がい者差別に関する市民啓発事業を実施するこ
とが実施要領で定められていますので、引き続き実施します。

令和元年度より毎年、市から依頼を受けて実施している精神保健福祉ボランティ
ア養成講座について、引き続き協力します。

新座市自立支援協議会地域移行・定着支援部会における精神障がい者に対応した
地域包括ケアシステムに関する啓発事業について、その企画・運営に協力をします。

⑥ 家族会との連携

家族会の考え方や思いを共有化し、活動内容について把握していくために、月例
会等の機会を積極的に活用し家族会との連携・支援を図ります。要請があれば家族
会の定例会にも参加してまいります。

⑦ 利用者数の向上

利用者数の減少傾向が見受けられるため、魅力あるプログラム活動の増加をしていきます。また、施設の PR として地域活動支援センターに特化した広報紙を作成し、市内の公共機関及び近隣の医療機関等に配布し、利用者の増加へ繋げていきます。

⑧ 避難訓練の実施

消防計画等に基づき、年 2 回、避難訓練を実施します。避難時における集団行動の重要性や相談支援等に関わる在宅の方々の安否確認の対応について確認いたします。

8 いざ生活支援センター相談支援室

所在地 新座市野火止 2-7-12
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 室長 常勤兼務 1 人
相談支援専門員 常勤兼務 4 人 非常勤兼務 2 人
(自立生活援助) サービス管理責任者 常勤兼務 1 人
地域生活支援員 常勤兼務 3 人 非常勤兼務 1 人
(地域移行支援・地域定着支援) 地域移行支援従事者 常勤兼務 4 人
(上記の兼務は地域活動支援センターとの兼務を含む。)

精神障がいを抱えた人たちに、いつでも開かれた相談所として、また、その活動を広く市民に知っていただき、理解が得られるよう事業を推進します。

本人や家族からの問い合わせ、障がい者福祉課を通しての紹介やその他関係機関からの紹介、知人の紹介等により来られた相談者に対して、誠実に責任をもって対応します。

また、日々の生活から生じる問題の相談に応じられるよう相談支援事業と基幹相談支援センター事業（事業内容の詳細は①に記載）を引き続き新座市から受託します。

① 基幹相談支援センター

新座市基幹相談支援センターの業務は以下のとおりです。

- ・相談支援事業者に対する訪問等による総合的かつ専門な指導及び助言
- ・複雑または困難な相談ケースへの支援
- ・相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組
- ・新座市自立支援協議会との連携
- ・地域移行に向けた障がい者支援施設、精神科病院等への普及啓発
- ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- ・成年後見制度の利用等に関する支援及び普及啓発
- ・障がい者等に対する虐待を防止するための取組
- ・権利擁護及び虐待に関する相談支援

基幹相談支援センターですが、前年度に引き続き困難事例への対応と、市内相談支援事業所の後方支援、人材育成の支援を行います。基幹相談支援センターとして精神障がい以外の障がいのお持ちの方への対応もしておりますので、精神障がい以外の障

がい分野に関しても、研修等で知識を深めてまいります。また、障がい者福祉課と新座市基幹相談支援センターえんと月に1回の報告会を中心に連携を図ります。

② 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。
- ・ホームヘルパー利用については、新座市とその近隣の地域と連携を図り、相談者に最も適したヘルパーを利用できるよう支援します。
- ・就労系の事業所に関しては新座市とその他の地域と連携を図り、相談者に最も適した施設を利用できるよう支援します。

③ 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行支援については、退院前から利用者及び関係機関との連携を図ります。地域移行のための単身アパート等の物件探し、契約行為への同行、引越の支援と市役所への書類提出の同行援助等を行います。利用者の中にはこれらの活動と生活保護の申請が並行して行われる場合があるので、生活支援課への同行等も必要に応じて行います。また、退院前カンファレンスの際に、医療面から、訪問看護やデイケア利用の必要性を指導された場合には利用者に適した事業所を紹介します。
- ・地域移行支援には地域における住まいの確保が欠かせないため、不動産事業者の理解を得られるよう、働きかけを行います。
- ・地域定着支援については、月に1回程度の定期訪問を行い、状況に応じて通院先の病院等への同行支援等を行います。また、夜間緊急時の電話番号を案内し24時間対応ができるよう緊急時の支援を確保しております。また、ホームヘルパーや日中活動系の事業所の利用を支援し、地域での生活を安定させるよう工夫します。
- ・新座市自立支援協議会地域移行・定着支援部会の企画・運営の中心となり、新座市における地域移行・定着支援と精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進をしていきます。また、退院支援プロジェクトチーム「地元で暮らそう」を支えるチーム新座の一員として新座市障がい者福祉課、朝霞保健所と連携をして退院支援に取り組んでいきます。

④ 日常生活相談支援

- ・精神障がい者、家族及び関係者に対して相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・緊急の医療対応が必要なケースについては、医療機関と連携し、状況に応じた支援を図ります。
- ・多様化する相談業務に対応するため、相談業務に携わる職員に新座市自立支援協議

会相談支援部会の勉強会や県主催等の研修への参加を積極的に行い、相談業務の質の向上を図ります。

⑤ 自立生活援助

自立生活援助は障がい福祉サービスの位置付けとして、新たに単身生活を始める方を対象とした支援を行います。日常における、あらゆる生活相談に対応し、必要に応じて同行支援も行います。また、利用者の方には月2回以上の訪問を行い、必要に応じて関係機関と連携し、利用者の方々が安心して地域で生活できるよう支援をします。地域定着支援と同じく、夜間緊急時の対応・支援も実施します。